

## 禁止地域(条例第3条<sub>第6号</sub>)

適用除外として定められている場合を除き、以下の地域・場所では、屋外広告物を表示できません。

### 6 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域

«三重県告示（松阪市及び桑名市にあっては各市の告示参照）»

条例第3条第1項第6号の道路・鉄道等に  
接続する地域で知事が指定する区域のイメージ

**両側500m以内禁止！！**



高速道路、自動車専用道路の  
全区間の両側 500m は禁止



知事が指定する区間の両側 100m は禁止

加えて、禁止地域となるのは、

高速道路等の両側 500m(又は指定道路・鉄道等の両側 100m)

の高速道路等から見える一円の地域です。

山岳、丘陵、渓谷、崖等の地形や森林の密生、雑木林、あるいはトンネルや高速道路の遮音壁などによって、高速道路等から展望できない地域は、許可地域です。

遮音壁によって高速道路等から展望できない地域は、許可地域になりました

注意

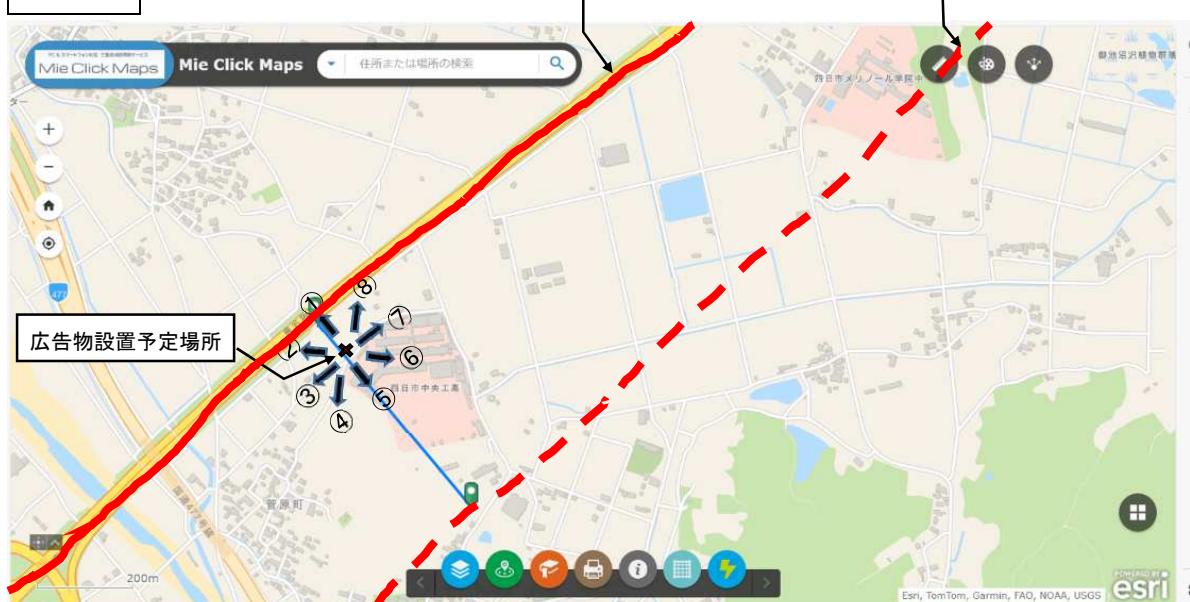
高速道路等から広告物が見えなければ許可地域になるわけではありません。たとえ広告物が見えなくても、設置場所を含む一円の地域が見える場合は、禁止地域です。

## 条例第3条第1項第6号の知事が指定する区域(道路、鉄道等に接続する地域)の付近における屋外広告物の許可申請(含:更新申請)の際、追加で必要となる添付書類

～ 高速道路、自動車専用道路の全区間の両側 500m以内、知事が指定する道路・鉄道の区間の両側 100m以内の地点に屋外広告物を表示するための申請では、通常の申請書類とあわせて、以下の書類を提出してください。

- (1) 広告物設置予定場所を示した地図(設置予定場所の地番も記載してください。)
  - (2) 広告物等設置予定地点から周囲の風景を俯瞰できるアングルで、45度ごとに方角をずらして撮影した8方角の周辺写真。この撮影方角を、(1)の地図上に矢印で示してください。
- ※ (1)の地図上に、禁止地域等である高速道路等を赤線で表示してください。
- ※ 迅速な審査のため、御協力をお願いします。
- ※ (1)及び(2)の書類で展望不可が確認できない場合、追加の資料が必要な場合があります。

### 例



広告物等設置予定地点の地番：四日市市●●町■■■■■一■

この①～⑧の写真的撮影について、別添資料2を参照